

## 建設業者監督処分簿

### 1. 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	有限会社大豊工業	代表者氏名	田本 賢司
主たる営業所の所在地	弥富市西中地町五右 1 1 3 - 1		
許可番号	愛知県知事許可（般-24）第42598号	許可を受けている建設業の種類	筋

### 2. 処分に関する事項

処分年月日	平成26年3月27日	処分を行った者	愛知県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項(同条第1項第3号該当)		
処分の内容			
建設業法第28条第1項に基づく指示処分の内容			
1 今回の事件の再発を防ぐため、以下の事項について必要な措置を講ずること。 (1) 今回の事件の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知徹底すること。 (2) 社内、施工現場及び下請業者の労働環境における安全管理体制のより一層の整備・強化を図ること。 (3) 建設工事の安全確保に関する関係法令を引き続き遵守すること。 (4) 職員に対する建設工事の安全施工に関する教育・指導の計画を作成し、継続的に実行すること。			
2 前項各号について講じた措置(前項に係る措置以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。)を速やかに文書でもって報告すること。			
処分の原因となった事実			
平成24年11月29日、海部郡蟹江町蟹江今駅北特定土地区画整理地10街区3、4のマンション新築工事において、2次下請人と共謀し、2次下請人の労働者が4日以上以上の休業をしたのに、労働者死傷病報告を遅滞なく所轄の津島労働基準監督署に提出しなかった。このことが労働安全衛生法に違反し、名古屋簡易裁判所より、罰金10万円の刑に処せられた。 これは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。			
その他参考となる事項 愛知労働局からの通報			